

# 宮津市公報

平成28年8月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

92 宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程 .....	1
93 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 .....	1
94 宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会設置要綱 .....	1
95 ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務委託 .....	2
96 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託 .....	2
97 宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 .....	3

### 公 告

31 宮津農業振興地域整備計画の変更の縦覧 .....	3
32 公示送達 .....	4
33 農用地利用集積計画の縦覧 .....	4
34 条件付一般競争入札の実施 .....	4

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

11 宮津市公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 .....	7
12 宮津市教育委員会定例会の招集 .....	7

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

30 参議院議員通常選挙における投票管理者職務代理者の変更 .....	8
31 参議院議員通常選挙の開票時刻の繰上げ .....	8
32 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所 .....	8
33 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所 .....	9

**告 示**

## 宮津市告示第92号

宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年7月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市福祉バス使用規程の一部を改正する規程

宮津市福祉バス使用規程（昭和53年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3日前」を「14日前」に、「使用申請書」を「宮津市福祉バス使用申請書（以下「申請書」という。）」に、「承認」を「許可」に改める。

第3条の見出し中「承認」を「許可」に改め、同条中「使用申請書」を「申請書」に、「使用承認書」を「宮津市福祉バス使用許可書」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「承認」を「許可」に改める。

第5条中「使用申請書等」を「申請書等」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

\* \* \*

## 宮津市告示第93号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月6日

宮津市長 井 上 正 嗣

## 1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）

## (1) 指定管理者の名称及び代表者

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 河 嶋 学

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

## (2) 変更日

平成28年6月16日

## 2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

## (1) 指定管理者の名称及び代表者

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 河 嶋 学

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

## (2) 変更日

平成28年6月16日

\* \* \*

## 宮津市告示第94号

宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年7月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、男女共同参画の推進に関する施策について広く意見を聴取するため、宮津市男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第 3 項に規定する市町村男女共同参画基本計画の策定に関する調査及び審議
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画の策定に関する調査及び審議
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画の策定に関する調査及び審議
- (4) その他市長が必要と認める事項  
（組織）

第 3 条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から推進計画を策定する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成28年 7 月25日から平成29年 3 月31日まで次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 7 月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 東京都世田谷区玉川1-14- 1 楽天クリムゾンハウス

氏名 楽天株式会社

\* \* \*

宮津市告示第96号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃や

すごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成28年7月29日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

**収入事務受託者**

住所 宮津市字由良219番地  
氏名 ローソン宮津由良店  
店長 赤 松 伸 一

\* \* \*

**宮津市告示第97号**

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年7月29日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域公共交通会議設置要綱(平成19年告示第152号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号を次のように改める。

(8) 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社天橋立地域本部

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

## 公 告

**宮津市公告第31号**

宮津農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧に供します。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、これを申し出ることができます。

平成28年7月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

**1 縦覧期間**

自 平成28年7月5日  
至 平成28年8月3日

**2 縦覧場所**

宮津市産業経済部農林水産課(宮津市役所 別館3階)

**3 意見書の提出先等**

- (1) 提出先 宮津市産業経済部農林水産課
- (2) 提出方法 郵送又は持参によることとし、電話での意見は受け付けません。
- (3) 提出期限 平成28年8月3日  
ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

**(4) 提出に当たっての注意事項**

ア 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見以外は提出できません。

イ 意見書には、「宮津農業振興地域整備計画の変更案に対する意見」と明記し、個人の場合にあっては住所及び氏名を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載してください。

ウ 意見書は、日本語により記載されたものに限ります。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、宮津農業振興地域整備計画を公告する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4 異議の申出先等

(1) 申出先 宮津市産業経済部農林水産課

(2) 申出方法 郵送又は持参によることとします。

(3) 申出期限 平成28年8月3日の翌日から起算して15日以内。ただし、郵送の場合は、当日の消印があるものまでとします。

(4) 申出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うものとします。この場合、異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・本市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・異議申出の年月日

\* \* \*

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年7月11日

宮津市長 井上正嗣

< 以下揭示済 >

\* \* \*

宮津市公告第33号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成28年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成28年7月25日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成28年7月25日

至 平成28年8月8日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

\* \* \*

宮津市公告第34号

条件付一般競争入札の実施について

田井宮津ヨットハーバー揚降機架台改修工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年8月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 田井宮津ヨットハーバー揚降機架台改修工事
- (2) 工事番号 -
- (3) 工事場所 宮津市字田井地内
- (4) 工事概要 斜路式揚降機架台（鉄骨造）取替工事 一式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成29年2月28日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）  
宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所 在 地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail kanzai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 鋼構造物工事業に係る建設業の許可
- (2) 許 可 業 種 鋼構造物工事
- (3) 総合評定値 640点以上（経営事項審査に基づく総合評定値P）
- (4) 営業所所在地 近畿2府4県及び福井県内に本社又は営業所を置く者
- (5) 施 工 実 績 過去10年間に、鋼構造物工事で元請負又は一次下請けの実績があること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「鋼構造物工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) そ の 他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成28年8月5日（金）から平成28年9月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間

- 中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)  
申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 仕様書等の閲覧期間  
平成28年8月5日(金)から平成28年9月12日(月)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)  
閲覧場所 2に示す担当課に同じ  
仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付  
平成28年8月5日(金)から平成28年9月2日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)  
ただし、郵送の場合は平成28年9月2日(金)の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付  
仕様書等に関する質問  
平成28年9月12日(月)まで  
ただし、郵送の場合は平成28年9月12日(月)の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧  
仕様書等に関する回答  
平成28年8月24日(水)までに受付したものは、平成28年8月31日(水)に、平成28年8月25日(木)以降に受付したものは、平成28年9月15日(木)に宮津市ホームページに掲載する。  
閲覧場所 2に示す担当課に同じ  
(申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。)
- (6) 入札日時及び場所  
平成28年9月20日(火)午後1時00分  
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- (7) その他  
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認  
入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。
- 7 入札参加資格の喪失  
申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。  
(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。  
(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 8 落札者の決定方法  
宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。  
なお、この工事は、最低制限価格を設けていない。
- 9 予定価格  
予定価格は、11,000,000円(消費税含む。)とする。
- 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
(1) 入札保証金については、免除とする。  
(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
ただし、請負代金の額が300万円未満の場合は、これによらないことができる。
- 11 支払条件  
(1) 前払金  
請負代金の額の4割以内とする。  
(中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2

割以内で前払金を追加できる。)

請負代金の額が300万円以上の場合に適用する。

(2) 部分払

請負代金の額が300万円以上の場合に適用し、部分払いは3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

## 教 育 委 員 会

### 〈 告 示 〉

#### 宮津市教育委員会告示第11号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第4号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月6日

宮津市教育委員会  
委員長 生 駒 正 子

1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者名

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 河 嶋 学

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

(2) 変更日

平成28年6月16日

2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者名

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 河 嶋 学

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

(2) 変更日

平成28年6月16日

3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称及び代表者名

変更前 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 河 嶋 学

変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター 理事長 森 口 英 一

(2) 変更日

平成28年6月16日

\* \* \*

#### 宮津市教育委員会告示第12号

平成28年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年7月22日

宮津市教育委員会



委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成28年7月26日(火) 午前9時  
2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第30号

平成28年6月22日付け宮津市選挙管理委員会告示第23号により選任した参議院議員通常選挙における第18投票区の投票管理者職務代理者を、下記のとおり変更する。

平成28年7月4日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

記

変更する投票管理者職務代理者

変更前 住 所 <省 略>

氏 名 吉 田 典 彦

変更後 住 所 <省 略>

氏 名 田 中 一 郎

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第31号

平成28年6月22日付け宮津市選挙管理委員会告示第24号で告示した平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の時刻は5分繰り上げ午後8時55分とする。

平成28年7月10日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第32号

平成28年8月3日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成28年7月25日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第 1 投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
" 2 "	栗田地区公民館	" 上司1345番地
" 3 "	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の3
" 4 "	矢原公民館	" 矢原69番地
" 5 "	府中地区公民館	" 中野678番地
" 6 "	浜公民館	" 日置590番地
" 7 "	宮津市デイサービスセンタ-せんごく	" 岩ヶ鼻38番地
" 8 "	里波見公民館	" 里波見623番地
" 9 "	由良地区公民館	" 由良1289番地の1

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成28年8月3日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成28年7月25日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1